

北海道根室高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、いじめに対してどの生徒にも起こりえるという危機意識を持ち、いじめを絶対に許さないという共通認識のもと、生徒の尊厳を保持するために、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定め、全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。

2 いじめとは

1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ・ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること（3か月以上）
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 いじめの防止等の対策のための組織

1) いじめの防止等の対策のために「いじめ対策防止委員会」を設置する。

2) 委員会の活動内容は、以下の通りとする。（別紙1、2）

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②いじめの相談を受ける窓口
- ③いじめへの対応に必要な情報収集と共有
- ④事実関係の把握と対応
- ⑤被害生徒への支援
- ⑥支援や指導のための体制、対応方針の決定
- ⑦保護者との連携
- ⑧学校いじめ防止基本方針における年間計画の作成

4 いじめの未然防止

いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという意識を常にもち、家庭や地域との連携を図り、日頃から以下のことを心掛けて未然防止に取り組んでいく。

- 1) 規範意識を高め、基礎学力を身につけ、自己有用感を獲得できる教育活動の充実を図る。
- 2) コミュニケーション能力を養い、お互いに尊重できる人間関係の構築を図る。
- 3) 学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高められる指導に努める。
- 4) 生徒が相談しやすい環境づくりに努め、ストレスに対処できるよう支援する。
- 5) 教職員の不適切または差別的な認識や言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- 6) 教職員の研修を深め、道徳教育や情報モラルに関する指導法の充実に努めるとともに、保護者への啓発に取り組む。

5 いじめの早期発見

生徒のささいな変化を見逃さず、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から気づいた情報を複数の教職員と確実に共有し速やかに対応するために、本校では、生徒との信頼関係を大切にし、以下のことを心掛けて早期発見に努める。

- 1) 教職員が生徒のささいな変化に気づき、複数の教職員で的確に関われる体制をつくる。
- 2) 生徒との信頼関係を大切にし、生徒が相談しやすい環境を充実させる。
- 3) 定期的に QU テストやいじめ調査、個人面談を実施し、健康調査の効果的な活用に努めるとともに、教育相談体制の充実に努める。
- 4) 家庭や地域と連携して生徒のささいな変化（別紙3、4）に気づき、情報を共有し、一緒に対応できるよう努める。
- 5) 生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

6 いじめに対する措置

いじめの認知の判断およびいじめがあったことが確認された後の対応について、以下のとおり適切な措置をとる。

- 1) いじめの事実に関する情報を得た教職員はいじめ対策防止委員会に報告する。いじめ対策防止委員会は事実関係を確認し、いじめの認知を判断する。
- 2) いじめが認知された場合、対応プランを作成し、必要に応じて警察等の外部機関と連携し組織的に対応する。
- 3) 指導・支援体制について全教職員へ情報の共有を図り、いじめの防止・解消・再発防止に向けて組織的に取り組む。

①生徒への指導・支援について

－ 1. いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

－ 2. いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒への内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる

②関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

③保護者との連携について

－ １． いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

－ ２． いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性があることを理解してもらう
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

－ ３． 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもあ
- ・ 北海道教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

④関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

－ １． 北海道教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援と指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

－ ２． 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

- － 3. 福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- － 4. 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、決して許されるものではない。

2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングの設定
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話（防犯）の実施

3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロールによる情報提供
- ・月1回の定期的若しくは随時のネットパトロール

②不当な書き込みへの対処

8 重大事態への対処

1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・連続して欠席している場合、状況により判断する。

2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9 いじめ防止指導計画

月	主な学校行事	未然防止・早期発見に向けた取り組み
4月	入学式	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
5月	高体連、前期中間考査	QUテスト、ほっと(1・2年次)、いじめ調査、ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
6月	学校祭準備	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
7月	学校祭、休業前集会	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
8月	休業明け集会	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
9月	体育大会、前期期末考査	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
10月	インターンシップ(2年)	QUテスト、ほっと(1・2年次)、いじめ調査、ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
11月	見学旅行(2年)、後期中間考査	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
12月	休業前集会	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談、 *学校評価
1月	休業明け集会	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
2月	後期期末考査	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談
3月	卒業証書授与式	ネットパトロール、サポート委員会、教育相談

*学校評価アンケートの評価結果を踏まえた改善に取り組む

10 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止について

生徒及び同居する家族等が新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者等（以下、感染者等という。）となった場合においては、保健所等の関係機関の指示のもと適切に対応するとともに、それに起因するいじめや差別等が起こらぬよう、次のとおり対応する。

- 1) 日常的に感染者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない環境づくりに努める。
- 2) 感染者等が発生した場合には、当該生徒及び保護者の人権を尊重しながら正確な情報発信に努めるとともに、いじめや差別、誹謗中傷の防止に向けた啓発も併せて行う。
- 3) 感染者等が発生した場合には、相談しやすい環境の整備等の当該生徒への心のケアに努めるとともに、面談等を行いながらいじめ等の有無を確認する。

11 その他

1) 組織的な指導体制

- ①一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、日頃からこれらの対応の在り方について、教職員間で共通理解を図る。
- ②生徒が相談したいと思うタイミングを逸することなく相談できるように、相談機関や相談方法の選択肢を複数用意し、多様な視点できめ細かく見守ることができる相談体制を構築する。
- ③いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学や転学の際には適切に引き継ぎ情報提供を行う。
- ④いじめ防止基本方針の点検・見直しに当たっては、保護者や生徒、地域住民などの意見を取り入れな

がら行う。

2) 校内研修の充実

教職員の共通理解や共通実践を図るため、いじめ等生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に実施する。

3) 地域や家庭との連携について

本校の「いじめ防止基本方針」の点検・見直しについては、生徒や保護者、地域住民の意見も取り入れながら、次の機会等を通して保護者や地域に周知することとする。

①学校評議員会 ②保護者と教師の会総会 ③本校ホームページ ④学級懇談会 ⑤学校通信など